

競技大会（全競技共通）の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月15日 版

高知県中学校体育連盟

以下は、新型コロナウイルス感染症感染拡大が終息するまでの共通認識事項とする。

但し、感染状況に応じて今後示される政府専門家会議提言、県の方針等により随時内容を変更することがあり、最新の国のガイドラインを遵守することが基本となる。

競技大会の実施における対応3本柱

1. 競技会開催場所や競技特性に応じた適切な感染予防対策の実施
2. 三密（密閉・密集・密接）の徹底回避
3. 感染が発生した場合の対応

大会実施においては上記3点のリスクへの対応が必要となる。また、対策を十分に講じたと判断・実施したとしても、競技会終了までの期間の県内感染状況（クラスター発生、オーバーシュートなど）に応じて、大会の中止を判断する場合がある。

1 基本的な感染防止対策

(1) 体調の確認について

大会当日に参加者（生徒・教員・競技役員）への体調の確認を書面提出にて行うこと。

生徒は【別紙1】、教員・競技役員は【別紙2】を提出する。

(2) マスクの着用について

大会参加者は必ずマスクを持参するよう周知すること。なお、競技以外の時間帯はマスクを着用し、競技中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとする。その際、マスクを着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず、人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知するよう配慮すること。

(3) 開閉会式について

開閉会式および表彰式は原則として行わない。表彰に関してはアナウンス等で行い、会場滞在時間の短縮に努めること。

(4) 競技会場について

特に屋内施設にて大会を実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。具体的には換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う。

(5) 手洗い場所について

競技専門部は参加者が手洗いをまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ①手洗い場には石鹸（ポンプ型が好ましい）を用意すること。
- ②「手洗いは30秒以上」等の掲示（添付1）をすること。
- ③参加者には事前にマイタオルを持参するよう徹底すること。
- ④競技中等、手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(6) 更衣室、休憩・待機スペースについて

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いことに留意し、以下の準備を行うこと。

- ①広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合には、入室人数を制限する等の措置を講じること。
- ③室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ベンチ等）についてはこまめに消毒を行うこと。
- ④換気扇を常に回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

(7) 応援について

安全に大会を実施するためには、会場において不特定多数の人が接触することを避ける必要があるため、大会は事前に体調の確認等（【別紙1】【別紙2】の提出）を行った参加者のみで実施する。また、感染リスクを減らすため、会場に滞在する人数を極力減らし、応援方法等についても制限する必要があるため以下のとおりとする。

- ①無観客試合とし、一般生徒の応援は禁止とする。
- ②保護者等の一般の方の入場も禁止とする。
- ③声を出しての応援は禁止し、拍手等を行うことを周知徹底する。

大会運営にあたっては、上記事項が守られるよう適宜場内アナウンスを行い、参加校の待機場所を指定する、会場入口に入場制限の掲示を行う等の工夫により対応すること。

(8) ゴミについて

- ①各自持ち帰りを徹底すること。
- ②救護等において鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉し縛り廃棄すること。ゴミを取り扱う際にはマスク・手袋を着用し、処理後は必ず石鹸で手洗いを行う事。

2 参加者が競技を行う際の留意点

(1) 十分な距離の確保

- ①競技種目に関わらず、競技を実施していない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。
- ②大会実施にあたっては、県内において感染者が長期間出していない事が前提となり、健康にかかわる調査により参加生徒の健康も把握できていることから、通常競技実施の際に起こる身体接触は制限しない。
- ③競技実施に不必要な接触（握手や味方同士のタッチ、掛け声等）は行わないよう事前に周知をすること。

(2) その他

- ①ドリンクに関しては個人単位で準備し、共用しない事。また、飲食については、指定場所を定め周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。
- ②競技特性に応じた感染防止の対策（用具の消毒や競技運営上の対策、試合終了後の即時帰宅等）については、競技別要項に「競技特性に応じた感染防止の対策」の項を設け明記し、本ガイドラインとともに大会実施前に周知徹底を行う事。

3 以下の事項に該当する場合は参加を認めない。

(1) 体調不良がある場合。(例 発熱・咳・のどの痛みなどの症状がある場合)

※当日急な症状が見られる場合は、引率者が保護者等に連絡をとり帰宅させる。

(2) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。(PCR 検査を実施し結果待ちの方がいる場合 等)

(3) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は該当在住者との濃厚接触がある場合。

大会期間中は引率教員及び大会役員で生徒の健康観察を徹底する。

4 大会途中で県内新規感染者が発生した場合

原則として中止・延期の判断を行う。また、万が一感染者が大会参加者であった場合には、行政機関や保健所の指示に従い、経過等については各競技専門部長を通じて県中体連事務局に書面で連絡を行う。

5 大会終了後に大会参加者の感染が発覚した場合

各学校の判断や、行政機関の指示に従う。その経過等については各競技専門部長を通じて県中体連事務局に書面で連絡を行う。また、大会参加者より感染者が発生した場合に備え、【別紙 1・2】については 2 ヶ月間保存し、その後は各専門部において適切に廃棄すること。

(添付 1)

